



写真5 事件現場、前面の雑草の茂り具合。団地からは、雑草のため全く見えなくなる。

こうしたおそらく最初の設計は意図しなかったであろう壁の形成を通し、最終的にうかがい知ることができるのは、おそらく、最初に小学校と周辺の団地を作るという配置計画を立て、その後に通学路を設計するという地域設計の計画性の無さが、通学路の狭さや片側に壁（山の斜面）を造ってしまう問題な状態を産み出してしまった、と考えられる。

通学路には、壁状の物は造らない、もしそれが不可能なら、子供が十分な回避行動ができるだけの歩者道分離した街路が、通学中の子供の自動車事故遭遇の危険性を回避するためにも、設計されねばならない。

ウ．団地街での住棟の配置位置の無計画さ（視線監視性の劣性＝Point3）

本通学路の左手側住棟と通学路の間には、団地からの視線があることを感じさせないほどのスペースを持った駐車場が挟まって設けられている。

特に、事件当時は、先にも述べた様に、通学路と駐車場の境界には雑草が生い茂っていることもあり、団地と通学路の関係は、全く遮断

された様相を呈し、定住している団地住民による視線が持つ自然な監視性の威嚇圧力は全く感じられないものとなっていた（写真8）。

こうした条件に加え、左手側住棟は、通学路に対し、対峙するのではなく、わずかに斜めで向合って建てられており、そのことが、通学路に対する視線を「ずらせる」ことになっている。そのため、通学路で事件を働こうとする者に対し、視線による威嚇圧力は、こうした団地住棟の配置計画によっても逡減させられている。



写真6 事件当時、この駐車場は、ほとんど整備されておらず、フェンスの設置された辺りは、視界を切斷する雑草が生い茂っていた。

団地街の設計に際しては、そこに存在する住民の無数の定常的な視線＝周辺に対する自然な監視力と犯罪実行への威嚇圧力を如何に効果的に利用するか、ということが重要である。逆にいえば、周縁から切り離れた団地街は、周縁に生じる出来事に対し、場合によっては加害的存在とも成りえることに注意しなければならない。

また、周縁から切り離れることによって、逆に、周縁から団地街内部への視線や関心も遮断し、結果として団地街内部での犯罪等の発生をも容易にさせることに結びついて行く。

周縁から切り離れ孤立状の団地街は、設計してはならない。